平成 26 年 3 月 24 日　環境局

ＰＣＢ廃棄物処理に関する国の検討要請について
（御質問に対する回答）

１　ＪＥＳＣＯ他事業所における自然災害への対応について

（１）地震への対応

いずれの事業所も北九州事業所と同様、施設主要部は想定最大震度を上回る震度７程度（600 ガル）までの耐震性能を有する。

事業所名	耐震性能	想定最大震度	想定最大震度の根拠
大阪	震度７程度	震度６強	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高さ（内閣府、H24.3）
豊田		震度６強	
東京		震度６強	首都直下地震等による東京の被害想定「元禄型関東地震による最大震度」(東京都防災会議、H24.4)
北海道		震度５弱	室蘭市地域防災計画(H25.6)

（２）津波等への対応

いずれの事業所も北九州事業所同様、浸水対策として、施設床などは津波等により想定される最大水位を超える高さに設定されている。

なお、豊田事業所では津波は想定されないが、浸水対策として、施設床の高さを、30 年に１回の大雨にも対応できる隣接河川の護岸から、さらに 2.4m高いところに設定している。

事業所名	浸水を免れる高さ（施設床の高さなど）	想定最大水位	想定最大水位の根拠
大阪	9.9m以上	5.6m	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高さ（内閣府、H24.3.31）
東京	6.166m	2.3m	
北海道	5.4m以上	5.3m	北海道防災会議(H24.6)

※いずれも基準水面からの高さ

（３）その他の地震・浸水対策

いずれの事業所も北九州事業所同様に、以下の対策を実施。

・一定震度以上の地震が発生した場合、安全措置として施設の運転を自動停止
・保管庫での処理対象物の落下・転倒防止措置（柵等の設置）
・屋内外の貯槽類の内容物漏洩防止措置（遮断弁の設置）

２　ＪＥＳＣＯ事業終了後の処理について

JESCO 事業の終了後は、処理期限までに、保管事業者が自らの責任で処理体制を確保し、処理を完了することが義務付けられるが、現時点では事実上不可能である。

この点を事業者に対して十分に周知・指導し、JESCO 処理期限内に確実に処理を終える。

３　ＰＣＢ廃棄物が発見された場合の処理責任について

仮にＰＣＢ廃棄物が発見された場合、その処理責任はあくまで排出事業者にある。このため、その責任を追求していくことをはじめ、行政において対応していくこととなる。

いずれにせよ、ＰＣＢ廃棄物の発見者に処理の責任が生じることはない。　（以上）